

## 5 附属機関(第26条及び第27条)

知事の附属機関として、次の二つの機関を設置しました。

### 食品安全審議会

都における食品の安全の確保に関する施策について、調査審議する機関です。

#### 調査審議事項

- ・ 食品安全推進計画に関すること
- ・ 食品の安全の確保に関する基本的事項

#### 委員構成

- ・ 都民、事業者及び学識経験者25名以内の委員で組織(任期2年)
- ・ 必要に応じ、臨時委員を置くことが可能

### 食品安全情報評価委員会

食品等の安全性に関する情報について、調査する機関です。

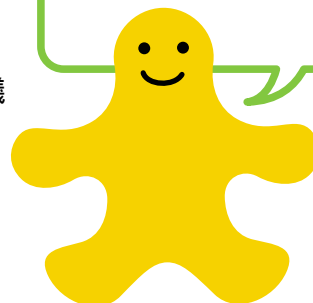
#### 調査事項

- ・ 食品等の安全性に関する情報の科学的な分析及び評価
- ・ 安全性調査及び措置勧告の対象となる食品等の安全性に関すること
- ・ 調査結果に係る都・都民・事業者相互間の情報の共有化及び意見交流の方法

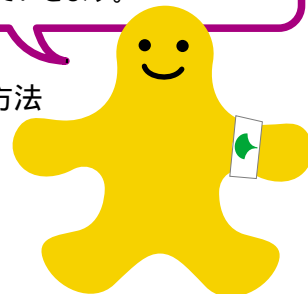
#### 委員構成

- ・ 都民及び学識経験者20名以内の委員で組織(任期2年)
- ・ 必要に応じ、専門委員を置くことが可能

都民及び事業者の意見を食品安全推進計画や条例の改正などに反映させていきます。



安全性に関する情報を科学的に分析・評価し、その結果を安全性調査・措置勧告や、重点的な監視指導の実施など、個別の施策へ反映させていきます。



## 6 施行期日

条例は、平成16年4月1日から施行されました。ただし、安全性調査・措置勧告制度は同年5月1日から、自主回収報告制度は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行されます。

この条例に関するお問い合わせは、お近くの保健所か下記まで

東京都健康局  
食品医薬品安全部食品監視課  
(平成16年7月31日まで)

東京都福祉保健局  
健康安全室食品監視課(平成16年8月1日から)

☎ 03-5320-4401(ダイヤルイン)

